

太郎と花子の人生行路

ライフステージと年金

成人、就職、結婚、定年…。人生には、さまざまな出来事があります。良いことばかりだけではなく、思わぬアクシデントに遭遇することも。そうした人生の「転機」と大きくかかわっているのが年金です。ここでは、山あり谷ありの人生を送る一組の夫婦をモデルに、ライフステージと年金との関係をご紹介します。

登場人物



太郎さん

大学時代に身につけた英語のスキルを生かして、商社へ就職。その後、一大決心をして独立する。

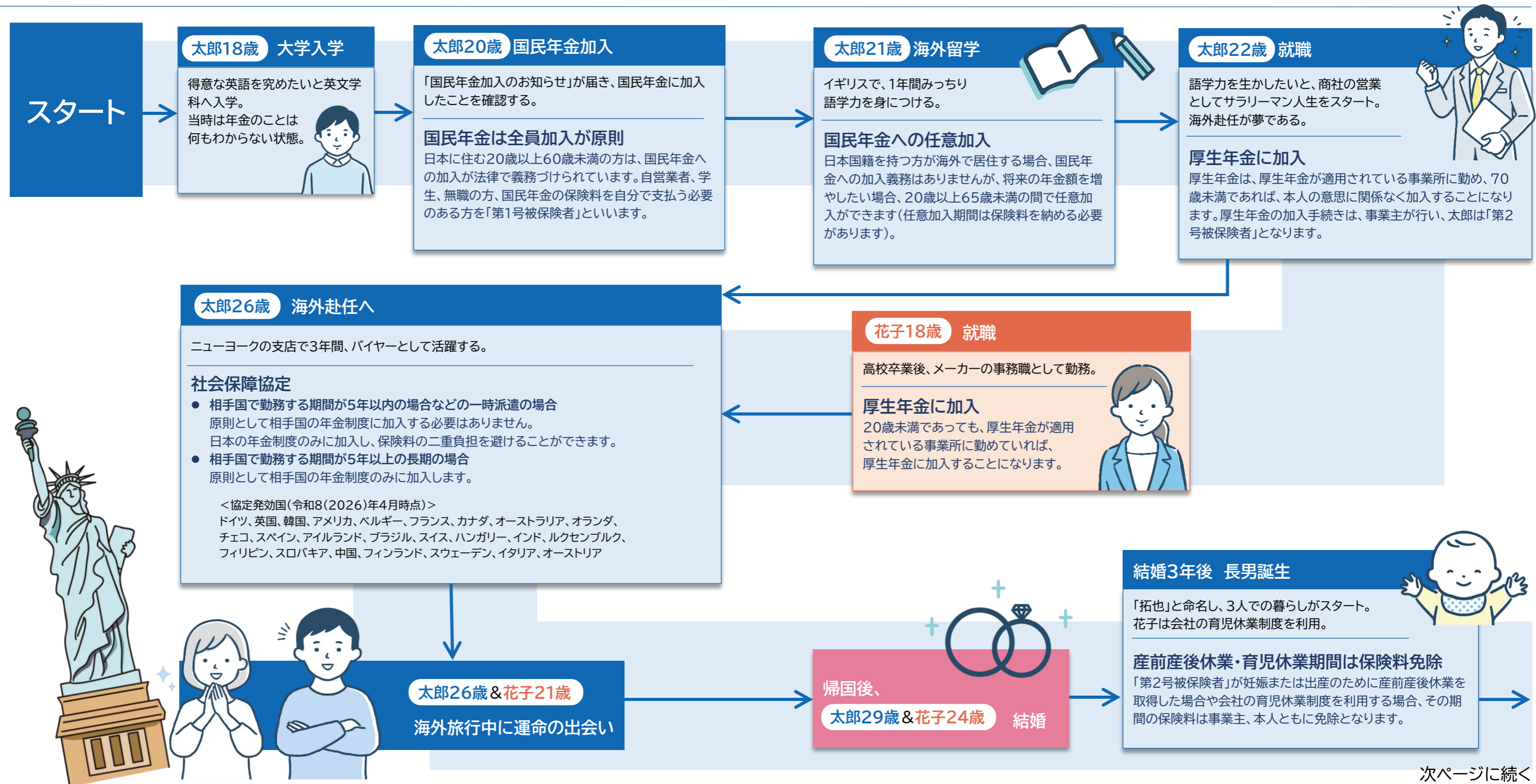
花子さん

海外旅行先で、太郎と運命の出会い。結婚後は妻として太郎を支える。

拓也くん

太郎・花子夫婦の自慢の一人息子。

◎ 年金の仕組みをわかりやすくお伝えするため、2人の人生にあえてさまざまな出来事やアクシデントを想定しています。登場人物の設定や、出来事はすべてフィクションです。



前ページからの続き

花子28歳

復職

花子29歳 退職

11年間務めたメーカーを円満退社。専業主婦としての人生をスタート。

専業主婦になり、「第3号被保険者」に

太郎(第2号被保険者)の被扶養配偶者となった花子は、「第3号被保険者」となり、太郎の勤務する会社を通して手続きが必要です。「第3号被保険者」は、国民年金の保険料を納める必要はありません。

◎夫が退職して妻(第2号被保険者)の被扶養配偶者となった場合も同様です。

花子33歳 1日3時間のアルバイトを始める(年収100万円)

拓也の小学校入学を機に、近所のスーパーに勤め始める。

被保険者の種別は「第3号被保険者」のまま

- 年収が130万円未満の場合
「第3号被保険者」のまま、保険料を納める必要はありません。
 - 年収130万円以上の場合
「第1号被保険者」となり、国民年金の保険料を納める必要があります。この場合は、市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口やお近くの年金事務所での手続きが必要です。
- ◎「短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大」
平成28年10月から、週20時間以上などの一定の条件を満たす短時間労働者(いわゆるパート・アルバイト労働者)も厚生年金の加入対象となりました。



花子45歳、拓也18歳

遺族基礎年金の受給権喪失

遺族基礎年金の受給期間は、子である拓也が18歳となった後の3月31日までとなります(遺族厚生年金は引き続き受給)。

花子46歳 会社員として再就職

20代に経験した事務職として職場復帰。

厚生年金に再加入

拓也20歳 父と同じ料理の道へ

父の志を受け継ぎ、料理の道に入りたいという拓也。国民年金にも加入し、料理の腕を磨く日々。

国民年金への加入



拓也22歳 交通事故!

花子の必死の看病もあり、3カ月後に無事退院。万が一、障害が残った場合、拓也は国民年金に加入しているの、条件を満たしていれば、障害基礎年金を受給することができます。



太郎48歳 不慮の事故で急逝

太郎は高校生になった拓也と最愛の妻を残し、天国へ…。2人のお店も他人の手に。悲しみに暮れる花子、でも泣いてばかりはいられない。

遺族年金の請求と保険料の免除申請

一家の働き手であった太郎が亡くなった後、花子は遺族基礎年金と遺族厚生年金を受け取ることができます。また、保険料の納付も難しいので、免除制度を利用することにしました。

遺族年金が受け取れて助かりました。



太郎45歳 退職して創作和食店を開業!

料理の趣味が高じて、創作和食店を開業。得意の語学を生かして、外国人観光客にも人気。

夫婦ともに「第1号被保険者」へ

太郎は「第2号被保険者」から、花子は「第3号被保険者」から、ともに「第1号被保険者」になります。市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口やお近くの年金事務所での手続きが必要です。

◎ 夫が退職した場合などは、妻の「第1号被保険者」への手続きが必要になりますので、ご注意ください。また、平成25年7月1日から施行された「厚年法等改正法」では、こうした場合に、妻の「第1号被保険者」への切り替えが遅れ、将来の年金が少なくなったり、受け取れなくなったりすることがないように、手続きが遅れた「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができるようになりました。

花子63歳 現役社員続行

ベテランスタッフとして会社に貢献したいと、これまで以上に熱心に仕事に取り組む毎日。

年金を受け取る手続き

63歳になった花子は、60歳台前半の老齢厚生年金を受け取る手続き(年金の請求)を行いました。ただし、花子は働き続けているため、給料と年金額の合計が一定額以上あると年金の一部または全部の支払いが停止されます。この仕組みを「在職老齢年金」といいます。また、花子は、遺族厚生年金を受け取っているため、老齢厚生年金の手続きの際、老齢年金と遺族年金のどちらを受け取るか選択する手続きをあわせて行います。



花子65歳 退職、年金の手続き

結婚した拓也一家との同居を機に、現役を引退することにした。

65歳になったときの老齢年金の請求手続き

60歳台前半の老齢厚生年金を受け取っている方が65歳になるときは、「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」が届きますので、必要事項を記入して日本年金機構へ提出する必要があります。受給開始を早める「年金の繰上げ(減額)」や、受給開始を遅らせる「年金の繰り下げ(増額)」の制度も利用できます。

◎ 遺族厚生年金を受け取っている方は、受給内容が見直しされます。詳しくは、お近くの年金事務所へご相談ください。

ゴール